

## 聖籠町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成 24 年 3 月 2 日

### (目的)

第 1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、新潟県が定めた「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成 23 年 10 月 12 日）に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、町有施設等における県産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、町民に安全で快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「町有財産」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、町有施設の新築、増築または改築にあたり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全てまたは一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- (5) 「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。
- (6) 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

### (推進方針)

第 3 品質性能の明確な木材の安定供給を図るとともに、町民への普及効果が高い町有施設に、木材の積極的な使用を推進することにより、需要拡大を図る。また、使用する木材について県産材の利用を検討する。

- (1) 多数の町民が身近に接する町有施設には、利用者が親しみを感じる環境づくりが求められていることや、町民への PR 効果が高いことから、特に木造化に努める。また、非木造施設についても内装等の木質化に努める。
- (2) 町有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産材を用いた製品の使用に努める。
- (3) 町有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合には、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(4) 町は、町有施設における木材の利用の促進に意義等について町民に分かりやすく示すようPR及び普及に努める。

(町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化に努める。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することが困難な理由があるもの。

2 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法との混構造とするなど、木材の利用について配慮するものとする。

3 町有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる木質化を図る部分について、可能な限り木質化を検討する。

(公益法人等への要請)

第5 町は、公益法人等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、県産材の利用を要請する。

2 町は、国または地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(情報提供)

第6 町は、品質が確保された県産材利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

(適用)

第7 この方針は、平成24年4月1日から適用する。

別 表 (町有施設)

	施設	木質化を図る部分	
		内装	外壁等
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校等</li> <li>・ 福祉施設</li> <li>・ 医療施設</li> <li>・ スポーツ・文化施設</li> <li>・ 公営住宅</li> <li>・ 庁舎等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関ホール</li> <li>・ ロビー</li> <li>・ 共用廊下</li> <li>・ 主要な居室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁</li> <li>・ 軒裏及びピロティの天井</li> </ul>
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、外柵、デッキ、パーゴラ等		